

協会けんぽの任意継続を検討されているみなさまへ

国民健康保険料（税）の軽減制度導入にあたっての御案内

平成22年4月1日から、倒産・解雇などにより離職された方（雇用保険の特定受給資格者）及び雇止めなどにより離職された方（雇用保険の特定理由離職者）の国民健康保険料（税）を軽減する制度が開始されました。

該当となる方は、協会けんぽの任意継続被保険者となるよりも納めていただく保険料額が低くなる場合があります。協会けんぽの任意継続を申請する前に双方の保険料等を比較いただき、どちらに加入するかご検討ください。なお、国民健康保険料（税）の額や軽減制度についてはお住まいの市町担当窓口へご相談願います。

現在、協会けんぽを任意継続しているみなさまへ

皆様よりいただき、よくあるご質問につきご回答いたします。

Q 協会けんぽの任意継続をしているが、国民健康保険料（税）の軽減制度に該当するため国民健康保険に加入したい。手続きはどうすればいいですか？

A 任意継続の資格喪失後に交付する「資格喪失証明書」をもって、お住まいの市町国民健康保険担当窓口にてお手続き願います。

毎月の保険料（毎月月初にお送りする納付書）を納付期限（原則10日。10日が土日祝日の場合は翌営業日）までに納付しなかったときは、その月の納付期限の翌日に資格を喪失します。この場合、納付期限の日までは任意継続保険が使えます。資格喪失証明書を交付できるのは納付期限翌日以降となりますので、あらかじめご注意願います。



任意継続保険料を前納（まとめて先払い）しているみなさまへ

任意継続保険料を 1 年ないし半年分前納したが、国民健康保険料（税）の軽減制度に該当するため国民健康保険への加入を希望される場合は、あらためて下記の申出を行ってください。

申出を行うと、申出書を受付けた翌月分の保険料の納付義務が発生します。これにより、納付期限（原則 10 日。10 日が土日祝日の場合は翌営業日）までに保険料を納付しなかったときは、納付期限の翌日に任意継続の資格が喪失します。国民健康保険への加入を希望される場合は資格喪失後に交付する「資格喪失証明書」をもって、お住まいの市町国民健康保険担当窓口にてお手続き願います。

なお、協会けんぽでは国民健康保険料（税）の軽減制度に該当しない方であっても、同様の取扱いを実施いたします。詳細は、愛媛支部までお問い合わせください。

1 申出方法

申出書に必要事項をご記入いただき、協会けんぽ愛媛支部へ提出してください。

2 前納保険料の精算（還付額）

申出書を受付した時点での保険料還付額を計算し、後日任意継続被保険者資格の未経過期間分をご記入いただいた口座にお振り込みいたします。

なお、還付額は「納付済み前納保険料額」から「任意継続被保険者資格の期間経過分の保険料額（定額）」をマイナスした額となります。

具体的な還付額等については、愛媛支部へお問い合わせください。

上記取扱いによる保険料の還付は、申出いただいた方にのみご連絡しております。最近全国健康保険協会の職員を装った不審な訪問や電話があった旨の情報が寄せられています。医療費等の還付につき、電話でコンビニエンスストアなどの ATM 操作をお願いすることはございません。

不審な訪問や電話があった場合は、用途不明の文書への署名・捺印や ATM の操作を行ったり、個人情報をお教えたりすることはせず、全国健康保険協会愛媛支部へお問い合わせください。

